

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤枝市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（期末手当の額の特例）

2 令和2年12月に支給する期末手当の額について第17条において準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の130」とする。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。